

思川開発事業に関する事業実施計画

(第6回変更)

令和5年8月

独立行政法人水資源機構

思川開発事業に関する事業実施計画

当初認可	建設省資河開発第67号 平成6年11月25日
第1回変更	建設省資河開発第2号 認可平成12年4月5日
第2回変更	国河治第2号の2 認可平成14年4月12日
第3回変更	国河治第141号の2 認可平成21年3月26日
第4回変更	国水治第77号 認可平成27年12月24日
第5回変更	国水治第160号 認可平成29年3月27日
第6回変更	国水治第58号 認可令和5年8月4日

思川開発事業に関する事業実施計画

I 事業の名称

この事業は、思川開発事業と称する。

II 事業の目的

1 洪水調節

南摩ダムによって、当該ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 130 立方メートルのうち毎秒 125 立方メートルの洪水調節を行うものとする。

2 流水の正常な機能の維持

南摩ダム及び導水路によって、黒川、大芦川、南摩川及び思川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図り、並びに、他の利根川上流ダム群とともに、利根川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものとする。

また、別途、利根川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行うものとする。

3 新規利水

南摩ダム及び導水路によって、栃木県の水道用水として最大毎秒 0.403 立方メートル、鹿沼市の水道用水として最大毎秒 0.200 立方メートル、小山市の水道用水として最大毎秒 0.219 立方メートル、古河市の水道用水として最大毎秒 0.586 立方メートル、五霞町の水道用水として最大毎秒 0.100 立方メートル、埼玉県の水道用水として別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保と合わせて通年取水を可能とするため毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において最大毎秒 1.163 立方メートル及び北千葉広域水道企業団の水道用水として最大毎秒 0.313 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

III 施設の位置及び概要

1 位置

(1) 南摩ダム

利根川水系南摩川

右岸 栃木県鹿沼市上南摩町地先

左岸 栃木県鹿沼市上南摩町地先

(2) 導水施設

イ 黒川導水路

黒川（栃木県鹿沼市板荷地先）から大芦川（同市下大久保地先）

ロ 大芦川導水路

大芦川（栃木県鹿沼市下大久保地先）から南摩ダムの貯水池（同市上南摩町地先）

(3) 取水・放流工

イ 黒川取水・放流工

栃木県鹿沼市板荷地先

ロ 大芦川取水・放流工

栃木県鹿沼市下大久保地先

(4) 南摩機場等

栃木県鹿沼市上南摩町地先

2 概要

(1) 規模等

イ 南摩ダム

堤	高	86.5メートル
堤	頂	標高 236.5メートル
堤	体積	約 2,400,000 立方メートル
総貯水容量		約 51,000,000 立方メートル
有効貯水容量		約 50,000,000 立方メートル
サーチャージ水位	標高	230.4メートル
常時満水位	標高	227.9メートル
最低水位	標高	180.0メートル
洪水放流設備		一式
利水放流設備		一式

ロ 導水施設

(イ) 黒川導水路

通水量	最大毎秒 8 立方メートル
延長	約 3 キロメートル
構造	山岳トンネル
黒川取水・放流工	一式

(ロ) 大芦川導水路

通水量	最大毎秒 20 立方メートル
延長	約 6 キロメートル
構造	山岳トンネル
大芦川取水・放流工	一式

(ハ) 南摩機場等 一式

- (2) ダム型式
 - ロックフィルダム
- (3) 管理設備
 - イ 管理所
 - 南摩ダム及び導水施設の管理のために必要な管理所及びこれに附帯する施設を設ける。
 - ロ 観測設備
 - 必要に応じて、雨量観測所、水位観測所、流量観測所等を設ける。
 - ハ 通信連絡設備
 - 管理所と独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）及び国土交通省等の関係機関との間に所要の通信連絡網を設ける。
 - ニ 警報設備
 - 必要に応じて、南摩ダム等の下流沿岸に警報設備を設ける。

IV 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

1 貯水位、貯水容量及びその用途別配分

- (1) 南摩ダムの貯水位及び貯水容量
 - ダムの総貯水容量を 51,000,000 立方メートル、有効貯水容量を 50,000,000 立方メートルと定め、サーチャージ水位を標高 230.4 メートル、常時満水位を標高 227.9 メートル、最低水位を標高 180.0 メートルとする。
- (2) 南摩ダムの貯水容量の用途別配分
 - イ 洪水調節
 - 洪水調節のための容量は、標高 227.9 メートル以上の 5,000,000 立方メートルとする。
 - ロ 流水の正常な機能の維持
 - (イ) 流水の正常な機能の維持のための容量は、標高 180.0 メートル以上の容量のうち 18,250,000 立方メートルとする。
 - (ロ) 別途確保する異常渇水時の緊急水の補給のための容量は、標高 180.0 メートル以上の容量のうち 10,000,000 立方メートルとする。
 - ハ 新規利水
 - 新規利水のための容量は、標高 180.0 メートル以上の容量のうち 16,750,000 立方メートルとする。

2 貯水池及び導水路の使用基準

- (1) 洪水調節
 - 洪水調節は、1 (2)イに規定する容量を利用して行うものとする。このため、

洪水調節を行う場合を除き貯水池の水位を標高 227.9 メートル以下に制限するものとする。

(2) 流水の正常な機能の維持

イ 1 (2)ロ(イ)に規定する容量を利用して、黒川、大芦川、南摩川及び思川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るように南摩ダム及び導水路により補給し、並びに、他の利根川上流ダム群とあいまって利根川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るように南摩ダム及び導水路により補給するものとする。

ロ また、1 (2)ロ(ロ)に規定する容量を利用して、利根川水系の異常渇水時に南摩ダム及び導水路により緊急水を補給するものとする。

(3) 新規利水

1 (2)ハに規定する容量を利用して、新規利水の取水を可能ならしめるように南摩ダム及び導水路により補給するものとする。

ただし、新規利水のための利用は、(1)に規定する洪水調節及び(2)に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないよう行うものとする。

3 その他

(1) 黒川及び大芦川からの取水

黒川及び大芦川からの取水は、黒川及び大芦川の既存の水利用等に支障を与えないよう行うものとする。

(2) 異常渇水時の緊急水の補給のための容量への貯留

1 (2)ロ(ロ)に規定する容量への貯留は、下流の既得用水の取水に支障を与えないよう行うとともに、1 (2)ロ(イ)及び1 (2)ハに規定する容量が貯留された後に行うものとする。さらに、当該貯留は今後の水資源開発に支障を与えないよう行うものとする。

V 工期

昭和 44 年度から令和 6 年度までの予定

VI 費用及びその負担方法

1 事業に要する費用の概算額

約 2,050 億円

2 費用の負担

(1) 洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 757.4 を乗じて得た額とし、機構は、独立行政法人水資源機

構法(以下「機構法」という。)第 21 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、国からその費用の交付を受けるものとする。

なお、国が交付する金額の一部は、機構法第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく政令の規定により、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都が負担するものとする。

(2) 水道用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 242.6 を乗じて得た額とし、機構において支弁するものとする。ただし、機構は、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、流水を水道の用に供する栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団に次のように負担させるものとする。

(イ) 栃木県の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 34.4 を乗じて得た額とする。

(ロ) 鹿沼市の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 28.9 を乗じて得た額とする。

(ハ) 小山市の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 18.7 を乗じて得た額とする。

(ニ) 古河市の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 50.1 を乗じて得た額とする。

(ホ) 五霞町の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 8.5 を乗じて得た額とする。

(ヘ) 埼玉県の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 75.2 を乗じて得た額とする。

(ト) 北千葉広域水道企業団の負担額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 26.8 を乗じて得た額とする。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、1 及び 2 に掲げる用途別負担額等を変更することがある。